



平成 31 年 第 1 回 利 根 町 議 会 定 例 会 が、3 月 1 日（金）から 15 日（金）まで、通算 15 日間の日程で開催されました。

今期定例会には、町長から平成 31 年度の一般会計や各特別会計予算を始め、条例の一部改正や平成 30 年度の補正予算、利根町総合振興計画基本構想の策定など合計 33 件の議案が提出され、慎重な審議が行われました。

また、一般質問には 9 名の議員が登場し、道路整備や児童虐待の状況対策についての質問のほか、空き家の対策、子育て支援対策、廃校の利活用、また今年の秋に行われる、いきいき茨城ゆめ国体についてなどの質問があり、活発な質疑応答が行われました。（詳しくは『とねまち議会だより』をご覧ください）。

平成 30 年度補正予算

平成 30 年度利根町一般会計および各特別会計について、次のとおり補正されました。

会計	補正額	総額
一般会計	▲ 1 億 8,563 万 3,000 円	54 億 6,437 万 3,000 円
国保特別会計（事業勘定）	▲ 440 万 6,000 円	24 億 1,340 万 6,000 円
国保特別会計（直営診療施設勘定）	▲ 74 万 5,000 円	1 億 2,706 万 7,000 円
公共下水道事業特別会計	▲ 3,059 万 7,000 円	2 億 6,316 万 3,000 円
介護保険特別会計	208 万 1,000 円	14 億 9,996 万 9,000 円
後期高齢者医療特別会計	544 万 7,000 円	4 億 1,829 万 6,000 円

主な条例の改正など

【利根町行政財産使用料徴収条例の全部を改正】

自動販売機設置に伴う使用料を町内各公共施設で統一するとともに、利根町役場多目的ホールおよびイベントホールの使用料を、半日単位から 1 時間単位とすることで利用者の要望に応じた貸し出しを行えるよう、条例の全部が改められたものです。

【利根町子育て応援手当支給条例の一部を改正】

少子化対策の一つとして、平成 22 年度から町の単独事業として実施していましたが、事業継続に当たっては、毎年度の事業費が増加し財源の確保が難しいため、平成 31 年度をもって事業を廃止したいため、条例の一部が改められたものです。

【利根町農業委員会委員の任命】

この案件は、利根町農業委員会委員に 8 名の方を任命したいので議会に同意を求めた結果、承認されたものです。

※一般会計予算および各特別会計予算は、共に原案のとおり可決されました。（一般会計予算の概要については、6・7 ページをご覧ください。）

介護職員初任者研修

- 日時：6 月 9 日（日）～ 14 日間（日曜日のみ開催）
午前 9 時～午後 5 時（内容により短縮あり）
- 募集人数：20 名
- 受講料：無料（ただし、テキスト代 6,000 円、ボランティア保険加入代 392 円の自己負担があります。）
- 申し込み期限：5 月 25 日（土）【消印有効】
- その他：レポート提出（全 130 時間）あり

介護事務講座

- 日時：11 月 10 日（日）～ 8 日間（日曜日のみ開催）
午前 10 時～午後 4 時
- 募集人数：20 名
- 受講料：無料（ただし、テキスト代 3,000 円、ボランティア保険加入代（224 円）の自己負担があります。）
- 試験代：6,500 円
- 申し込み期限：9 月 30 日（月）【消印有効】

問い合わせ先：社会福祉法人茨城県母子寡婦福祉連合会 母子・父子福祉センター
〒 300-0065 水戸市八幡町 11-52 ラーク・ハイツ内 ☎ 029-221-8497

ひとり親を応援！！
母子家庭等自立促進講習会のお知らせ

場 所：茨城県母子寡婦福祉連合会
ラーク・ハイツ会議室

対 象 者：母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦家庭で、全日程出席でき、今後就労を希望する方

申し込み方法：役場子育て支援課、または、茨城県母子寡婦福祉連合会母子・父子福祉センターのホームページから申し込み用紙をダウンロードしていただき、お申し込みください。

そ の 他：託児所を利用できます。（2 歳児以上）
※事前に登録が必要です。
次の条件を満たす方は交通費の一部が支給されます。（ひとり親家庭となつて 7 年未満の方で前年度の所得が一定以下の方）

男女共同参画ってなあに？ Part 62

DV 防止法ってどんな法律？

DV（ドメスティック・バイオレンス）という言葉は耳にしたことある方が多くいらっしゃるかと思います。DV とは、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振られる暴力のことです。

この配偶者などからの暴力を防止し、被害者の保護などを図ることを目的として「DV 防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）」が平成 13 年に制定されました。この法律における「配偶者」、「暴力」は右記のことを意味しています。

この法律では、下記のことごとがうたわれています。

「配偶者」

男性、女性問わず婚姻関係、内縁関係（事実婚）にある者、同棲している交際相手
※離婚や交際を解消した後も引き続き暴力を受ける場合は、元配偶者・元交際相手も対象となります。
※同棲していない交際相手は、この法律では対象とされていません。

「暴力」

身体的暴力：殴る、蹴る、物を投げつけるなど
精神的暴力：大声で怒鳴る、無視する、生活費を渡さない、友人などの付き合いを制限するなど
性的暴力：性行為の強要、中絶の強要、避妊に非協力など

【相談】

警察：配偶者の検挙、指導・警告、また自衛・対応策についての情報提供を行う。
配偶者暴力相談支援センター：相談機関の紹介やカウンセリングなども行う。

【一時保護】

婦人相談所：各都道府県に必ず 1 つある。同伴する家族も対象。（配偶者暴力相談支援センターの 1 つ）

【自立支援】

福祉事務所：生活保護の対応、児童扶養手当の認定などを行う。
配偶者暴力相談支援センター：生活の支援・就業の支援・住宅の支援などの情報提供を行う。

【保護命令】

※身体的暴力および生命などに対する脅迫を受けた者のみ対象
・被害者への接近禁止命令（6 カ月間）
・被害者の子または親族などへの接近禁止命令（6 カ月間）
・被害者と共に住む住居からの退去命令（2 カ月間）
・電話・面会要求等禁止命令（6 カ月間）
※上記保護命令に違反すれば、1 年以下の懲役又は百万円以下の罰金

【通報】

配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、警察などに通報するように努める。医師などは、配偶者からの暴力によってけがをした者を発見したときは、警察などに通報することができる。

DV 防止法では、一緒に暮らしていない交際相手からの暴力（デート DV）は対象とはされていません。しかし、ストーカー防止法などの他の法律によって対応ができる場合もあります。また、婦人相談所では、夫婦間の DV 以外の相談にも応じてくれます。

町が去年の 8 月に実施した「利根町男女共同参画に関する住民アンケート」の結果によると、暴力を受けたことがあるとした人は 8.1% と前回調査（H25 実施）の 6.8% より増加しています。また、暴力を受けたことがあるとした人の中で、だれかに相談した人は 37.5% にとどまっています。さらに、性別で比較すると、暴力を受けたことがあるとした女性は 9.9% で、あるとした男性より 4.7% 多くなっています。

男女が対等なパートナーとして社会で活躍するためにも、暴力は絶対にあってはならないものです。配偶者や交際相手からの暴力は決して暴力を受ける側のせいではありません。また、一人で悩む必要もありません。相談に乗ってくれる専門の機関があります。もし今暴力を受け苦しんでいる人がいるならば、我慢せず、まず専門機関に相談をしてみてください。

磁気ループ（ヒアリングループ）とは…

話し手の声を大きく、聞き取りやすい声に変換する装置です。大きな声を出さなくても、手続きに必要な会話をすることができます。

補聴器を利用している方は、補聴器を磁気ループ対応のモードに切り替えることで、より聞き取りやすくなります。

※ 2019 年度中に保険年金課窓口にも設置の予定です。



▲磁気ループ

補聴器をお使いの方、小さな声が聞き取りづらい方へ
福祉課窓口には磁気ループ（ヒアリングループ）を設置しました。
使用を希望する方は、窓口を設置している磁気ループ利用希望カードをご提示いただくか、職員までお申し出ください。
なお、筆談につきましても、これまでと引き続き、随時対応をしておりますので、お気軽にお申し付けください。